

議案第10号

利根町通学区域審議会条例を廃止する条例

利根町通学区域審議会条例（平成11年利根町条例第3号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
（利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部）
- 2 利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成2年利根町条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

| | | | | |
|---------|-----|----|-------|--|
| 通学区域審議会 | 会長 | 日額 | 4,800 | |
| | 副会長 | 〃 | 4,500 | |
| | 委員 | 〃 | 4,200 | |

」

を削る。

別表第2中

「

| | |
|---------------|------------|
| 環境保全施設整備審議会委員 | 空家等対策協議会委員 |
| 図書館協議会委員 | 通学区域審議会委員 |

」

を

「

| | |
|---------------|------------|
| 環境保全施設整備審議会委員 | 空家等対策協議会委員 |
| 図書館協議会委員 | |

」

に改める。

令和5年3月2日提出

利根町長 佐々木 喜 章

(提案理由)

令和5年度に小学校が3校から1校に統合することにより、通学区域を設定する必要がなくなったため、利根町通学区域審議会条例を廃止したいので提案する。